

# 平成14年度実施事業 詳細評価シート

担当部課	総務部行政管理課	直通電話	72-3151	事業コード	701050103	課内	20	作成日	平成15年8月5日
		担当者	森本 栄樹	担当課長	細川 修次	担当部長	白井 俊		

## 1 事業のアウトライン

1) 事業名	特別職報酬等制度事務	開始年度	S44	終了年度	未定								
		最近の事業内容見直し年度	H13										
2) 総合開発計画での事業体系	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">施策コード</th> <th style="width: 90%;">大項目 / 小項目 / 細項目</th> </tr> <tr> <td>7010503</td> <td>その他 / その他</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>					施策コード	大項目 / 小項目 / 細項目	7010503	その他 / その他				
施策コード	大項目 / 小項目 / 細項目												
7010503	その他 / その他												
3) 個別計画での位置付け													

## 2 事業の内容

1) 事業の目的 何のために	特別職(市長・助役・収入役・議長・副議長・議員)の給料等(給料・報酬・政務調査費)の金額を適正にする。
2) 目指す成果 何をどんな状態にする(何がどんな状態になる)ように	特別職の給料等の金額を客観的に評価できるように。
3) 事業の方法 どんな手段を講じるのか	<p>道内34市の特別職の給料等の金額、市の財政状況などの資料等を作成する。</p> <p>市長が特別職報酬等審議会(委員7人で構成)に、で作成した資料等を提示して市の特別職の給料等の金額について意見を伺い(諮問)、特別職報酬等審議会がそれについて審議を行う。</p> <p>特別職報酬等審議会の審議終了後、市長は、その特別職の給料等の金額について、特別職報酬等審議会から答申(回答)を受ける。</p> <p>市長は、特別職報酬等審議会の答申の結果を尊重して、特別職の給料等の金額を検討する。</p> <p>特別職の給料等のうち政務調査費については、総務部総務課においてこれらの事務を行っている。</p>
4) 14年度に改善した事項、重点的に取り組んだ事項	特になし
5) 事業の背景・社会状況・他の類似事業など	<p>特別職の給料等の金額については、道内全34市で第三者機関(審議会等)により審議を行っている。</p> <p>道内34市中約3分の2の市において、市長・助役・収入役の給料を期間限定で減額している。</p> <p>平成14年度の人事院勧告により国家公務員の一般職の職員の給料を減額し、また、市の一般職の職員の給料も平成14年度は減額している。</p>
6) 事業の立案や実施などへの市民参加	特になし
7) 評価中間公表への市民意見	課長評価の内容から、審議会の答申内容を反映できなかったことは市長の主観的な意思が反映されたものと考えられる。今後、客観的な評価の導入により、審議会の答申をできる限り尊重する考えを市長自ら持つ必要がある。

## 3 事業に投入した行政資源

項目	H12	H13	H14	H15 予算	H14事業費の主な内訳	金額(千円)	
1) 直接事業費(千円)	238	189	115	142	特別職報酬等審議会開催費用(報酬・費用弁償)	115	
2) その他の間接経費(千円)							
3) 従事正職員の人件費(千円)	2,301	2,321	2,306				
総事業費(1~3の合計;千円)	2,539	2,510	2,421			H14主な特定財源の内訳	金額(千円)
総事業費中の一般財源(千円)	2,539	2,510	2,421				
市民一人当たり一般財源使用額(円)	46	45	43				
事務に従事した正職員のべ人数	0.28人	0.28人	0.28人				

## 4 事業活動の結果

事業活動の結果を示す指標	H12	H13	H14	H15	各指標の説明・算定方法	
特別職報酬等審議会開催回数(回)	目標値	3	4	3	3	目標値:当初予算による開催予定回数
	実績値	6	4	3		
	達成率	200.0%	100.0%	100.0%		
	目標値				/	
	実績値					
	達成率					
	目標値				/	
	実績値					
	達成率					

## 5 事業の成果

事業名：特別職報酬等制度事務

事業の成果を示す指標		H12	H13	H14	H15	各指標の説明・算定方法	確認方法
特別職報酬等審議会の答申の結果を尊重した項目数(項目)	目標値	未設定	未設定	未設定	6	目標値：答申の結果通りを行う項目数(一の特別職の給料等を一項目とする。) 実績値：答申を受けた項目数(一の特別職の給料等を一項目とする。)に対し、その答申結果を反映させた項目数	答申書・議案書
	実績値	4	9	0	目標レベル		
	達成率						
	最終目標	年度に					
	目標値						
	実績値				目標レベル		
	達成率						
	最終目標	年度に					
	目標値						
	実績値				目標レベル		
	達成率						
	最終目標	年度に					

## 6 事業の観点別評価

1) 事業活動の状況	[課長評価]	極めて良好	概ね良好	一部問題あり	大きな問題あり
[評価ポイント] 活動結果や活動効率、事業改善等の効果はどうだったか	当初予算(3回)の特別職報酬等審議会の開催により審議が終了し、市長が特別職報酬等審議会から答申を受けていることから、事業活動の状況としては概ね良好である。				
2) 有効性・必要性	[課長評価]	有効かつ必要	有効性に疑問あり	必要性に疑問あり	ともに疑問あり
[評価ポイント] その事業は事業目的の達成に効果があるか、また、市民(対象者)に必要とされているか	特別職の給料等の金額の評価を客観的に行うには、道内他市の特別職の給料等の金額を比較することなど、また、市以外の複数の者(特別職報酬等審議会)から意見を聞くことは必要であるため、今後も継続して行うことが必要である。ただ、平成14年度は、「特別職の給料等を減額すること」の答申にもかかわらず、平成15年春の市長・市議会議員選挙を考慮し、特別職の給料等を減額しなかったことから、平成14年度に限っては、その有効性に疑問がある。				
3) 市関与の妥当性	[課長評価]	極めて妥当	一定の妥当性あり	妥当性に疑問あり	妥当性が低い
[評価ポイント] その事業に市が関与する必要があるか、市がどこまで関与するのが適当か	特別職の給料等の金額設定の最終責任者(条例案を提案できる者)及びその説明責任者は市長であることから、市が関与することが極めて妥当である。				
4) 事業内容の妥当性	[課長評価]	極めて妥当	一定の妥当性あり	妥当性に疑問あり	妥当性が低い
[評価ポイント] 目指す成果を挙げるためには今の事業内容が適当か、受益と負担の関係に不公平はないか	市の特別職の給料等の金額の評価を市内在住者で構成する第三者機関(特別職報酬等審議会)で行うことは極めて妥当である。				

## 7 平成14年度事業の総合評価

[評定の意味] A: 極めて良好 B: 良好 C: 可も不可もない D: 問題がある E: 大きな問題がある	[課長評価]	D	[最終評価]	C (前年度)
	平成14年度の特別職の給料等の金額の設定について、特別職報酬等審議会に諮問し、答申を受けたが、最終的にその答申内容を反映することができなかったため問題がある。		審議会の位置付から課長評価は適当と考えるが、他市や他機関等との関係を熟慮した中で答申の反映を行う必要もあると考える。	

## 8 今後の方向性・課題

担当課長評価	市の特別職の給料等の金額の設定については、道内他市の特別職の給料等の金額の比較等に限らず、地方分権の観点から、市独自による客観的な評価の導入について検討する必要がある。
最終評価	課長評価を了承する。

## 9 平成16年度の方向性

* 担当課長 最終評価	事業内容		
	現状維持	一部見直し	大幅見直し
事業規模	拡大方向		
	現状維持	*	
	縮小方向		
	統合		
	休・廃止		
上についての説明			